

議案第六十七号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成九年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

杉並区営浜田山二丁目アパート	杉並区浜田山二丁目一五番四三号
杉並区営成田東一丁目アパート	杉並区成田東一丁目二三番一四号

別表第二に次のように加える。

杉並区営浜田山二丁目アパート	一八、〇〇〇円
杉並区営成田東一丁目アパート	一八、〇〇〇円

附 則

1 この条例は、平成二十三年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の規定により、都営浜田山二丁目アパート及び都営成田東一丁目アパートに関して、東京都知事に対して行われた許可申請、手続その他の行為又は東京都知事が行った許可、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の杉並区営住宅条例の相当規定により、杉並区営浜田山二丁目アパート及び杉並区営成田東一丁目アパートに関して、区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。

（提案理由）

都営住宅の移管による区営住宅二箇所の設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。